

知立市議会議長 様

**「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の
長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情**

「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑を見込み、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度です。

しかし学校では、恒常的に時間外勤務が行われ、緊急の打ち合わせや子どもの指導等が入ることが頻繁にあり、この制度には適合していないことはあきらかです。文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしています。しかし学校は、長期休業期間中でも教職員にはさまざまな業務があり、土曜授業の振り替えや夏季休暇等の取得すらままならないのが実態です。「休日のまとめ取り」を一律に押しつける制度の導入は、「働き方改革」に逆行するものです。

長時間過密労働が続く中、「業務や勤務時間を縮減するものではない」と文科省自身が認める「1年単位の変形労働時間制」を導入することは、いつそうの長時間労働をもたらし、教職員のいのちと健康を脅かす大問題です。ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うなど、ゆきとどいた教育をすすめることにも支障をきたします。

制度導入に関し文科省は、「まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において……条例等を整備する」と答弁しました。しかし、制度の説明や学校としての「意向」を決めるための民主的な話し合いは、ほとんど行われていません。「1年単位の変形労働時間制」導入は、重大な勤務条件の変更にあたります。地方公務員法に則り「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、書面による協定を結ぶことができる」「導入に当たっては、職員団体との交渉を踏まえつつ検討」「都道府県で交渉団体との話し合い、市町村での話し合い」は「担保される」などの国会答弁が実行されるべきです。

いま、教育行政が行うべきは、感染防止に必要な支援を行うこと、教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめること、教員の未配置を直ちに解消することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないこと。
2. 教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること。
3. 教員の未配置を愛知県教育委員会の責任で無くすこと。

以 上

【意見書案⑦ 愛知県宛】

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、
教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書（案）

「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑を見込み、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度である。

しかし学校では、恒常的に時間外勤務が行われ、緊急の打ち合わせや子どもの指導等が入ることが頻繁にあり、この制度には適合していないことは明らかである。文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしているが、長期休業期間中といえども教職員にはさまざまな業務があり、土曜授業の振り替えや夏季休暇等の取得すらままならないのが実態である。「休日のまとめ取り」を一律に押しつける制度の導入は、「働き方改革」に逆行するものである。

長時間過密労働が続く中、「業務や勤務時間を縮減するものではない」と文科省自身が認める「1年単位の変形労働時間制」を導入することは、いっそうの長時間労働をもたらし、教職員のいのちと健康を脅かす大問題である。ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うなど、ゆきとどいた教育をすすめることにも支障をきたす。

制度導入に関し文科省は、「まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において……条例等を整備する」と答弁した。しかし、制度の説明や学校としての「意向」を決めるための民主的な話し合いは、ほとんど行われていない。

「1年単位の変形労働時間制」導入は、重大な勤務条件の変更にあたる。地方公務員法に則り「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、書面による協定を結ぶことができる」「導入に当たっては、職員団体との交渉を踏まえつつ検討」「都道府県で交渉団体との話し合い、市町村での話し合い」は「担保される」などの国会答弁が実行されるべきである。

いま、教育行政が行うべきは、感染防止に必要な支援を行うこと、教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめること、教員の未配置を直ちに解消することである。

よって、〇〇〇議会は、愛知県に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないこと。
2. 教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること。
3. 教員の未配置を愛知県教育委員会の責任で無くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

愛知県知事

愛知県教育委員会教育長 宛

愛知県議会議長

〇〇〇議会

議 長